

幼児教育無償化（預かり保育）給付までの流れ

①施設等利用給付（２・３号）認定申請【保護者⇒区】

提出書類A

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2・3号）

提出書類B

根拠書類

（就労証明書・親子健康手帳の写真等）

※保護者それぞれ必要

預かり保育利用前月末までに申請
（遡っての認定は出来ません。）

②認定通知【区⇒保護者】

③品川区私立幼稚園等施設等利用給付請求書および園児保護者負担軽減補助金交付申請書 提出
（年度に1回の提出です。）

※併用可能園在園で、在籍園以外の預かり保育を利用された場合は、以下の書類を加えて提出

A 品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書（私立幼稚園園児の在籍園以外の預かり保育事業等利用分の請求用）

B 品川区特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書（併用先の認可外保育施設等で発行）

（前期分、後期分それぞれで提出が必要です。）

④決定通知発送・口座入金【区⇒保護者】

前期（４～９月分）：11月末予定
後期（10～3月分）：5月末予定